

■ 令和7年度鳥栖市定額減税不足額給付金 ■
(不足額給付Ⅱ)申請書

令和6年に実施した当初調整給付(令和6年度調整給付金)の算定に際して、給付対象でなかった方で、下記要件を満たす方へ調整給付金(不足額給付分)として支給いたします。

● 給付対象者(専従者又は合計所得金額48万円超であって所得税及び住民税所得割額がゼロの場合)

◆ 支給要件 ※次の①～④の支給要件すべてに該当する方

- ① 所得税・住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円(本人として定額減税の対象外)
- ② 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう(扶養親族としても定額減税対象外)
- ③ 低所得世帯向け給付「令和5年度非課税(7万円)」、「令和5年度均等割のみ課税(10万円)」、「令和6年度新たな非課税・均等割のみ課税(10万円)」のいずれも対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- ④ 令和7年1月1日に鳥栖市に住民登録がある

裏面記載の【誓約・同意事項】に異議ないため申請いたします。

1 申請者

フリガナ 氏名	生年月日	現住所			
	(西暦) 年 月 日	令和6年1月1日 時点の住所 国外居住者の場合は こちらにチェック	※現住所と変更がない場合は「同上」とご記入ください		
		☐ 国外	電話番号	— —	

※日中ご連絡のとれる連絡先をご記入ください

2 振込口座欄 ※長期入出金のない口座は記入しないでください

金融機関コード	金融機関名									
支店コード	支店名			種別	口座番号					
				普通・当座						
口座名義(カタカナ)※通帳の表記に合わせてください										

! 申請には本紙と提出書類をご返送ください ※提出書類の詳細は裏面をご確認ください

↓ 本人が確認、請求及び受給できない特段の事情がある場合に限り、代理申請が可能です

3 代理人欄 ※代理人口座で受給する場合のみ下記に代理人情報をご記入ください

代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所 (申請者と同一世帯の場合は住所の記入は不要)
	西暦 年 月 日	
代理人電話番号	申請者との関係性	代理人口座で受給する場合は、裏面の提出書類と 本紙をあわせてご郵送ください。
	☐ 同一世帯 ☐ 法定代理人 ☐ その他 ()	

提出書類

申請する際に必ず
提出が必要です

- 申請者の本人確認書類の写し
- 申請者の振込口座確認書類の写し ※代理人が受給する場合は提出不要
- 令和6年分所得税の源泉徴収票・確定申告書・年金支払証明書・年金通知書の写し等のいずれか1点
(※令和6年分所得税の税額・合計所得金額がわかる書類)
- 令和6年度分個人住民税の納税通知書または令和6年度(非)課税証明書の写し
(※令和6年度分個人住民税所得額の税額・合計所得金額がわかる書類)
- 事業主の令和6年分所得税確定申告書、青色事業専従者に関する届出書または青色申告決算書の写し
(※青色事業専従者・事業専従者(白色)の方のみご提出ください)



下記に該当する方は、上記に加え、追加で提出書類が必要です

代理人申請
される方

申請者の代わりに受給する場合は、上記の必要書類と追加で下記書類も一緒にご提出ください。

- 代理人の本人確認書類の写し
- 代理人の振込口座確認書類の写し
- 申請者との関係が分かる書類 例)戸籍謄本・登記事項証明書など※同一世帯の場合は不要です

【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

②以下のいずれにも該当しません。

- ・ 令和6年度に実施された定額減税の対象であった
- ・ 令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
- ・ 令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した

③調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

お問い合わせ

鳥栖市不足額給付金コールセンター
TEL 0120-209-062

鳥栖市役所2階 不足額給付金窓口
※書類のご提出は受付窓口でも可能です

【受付時間】 平日 午前9時～午後5時(土・日・祝日休み)